

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	波積地区波積上北集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=19)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は26%、70歳以上は全体の58%に上る。
また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

波積上北集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が入作により耕作しているが、既存の耕作者と連携をとりながら、農地集約化を検討していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針 アンケート調査によれば、63%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。集落外から入作する既存の農業法人との連携強化と、地区内外からの人材確保が必要となっている。</p>
<p>■基盤整備の取組方針 アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要である」が37%、「必要でない」が42%と意見が分かれている。 当集落では、ほ場整備(13.1ha、S57～H1)が実施済みである。 一方で、当集落では法面が急勾配の農地が多く、草刈り等の管理が困難であることや、用水路の延長が長く、老朽化や埋塞が生じており、営農活動に支障が生じている。このため、その対策を検討していく。</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針 アンケート調査によれば、水稻を中心に、飼料作物、大豆、野菜(産直向け)、野菜(JA出荷)など、多様な作物が生産されており、近年はコケの面積が増加している。 水稻を作付けしている耕作者においては、現状維持がほとんどであり、縮小の回答もあった。 当集落は、サルによる作物被害が多く、水稻以外の作付には取り組みにくいいため、水稻を基本とした営農を維持する。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針 アンケート調査によれば、「追い払い対策等により集落に鳥獣を寄せ付けにくい環境づくりを進める」の回答が多く、その次に「集落全体を囲う防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」の回答が多かった。 当集落では、防護柵の適切な設置によりイノシシによる被害の軽減を図っている。しかし、当集落は、ヌートリア、サルの個体数が多く、特にサルによる被害が深刻化している。サルが飛び越えないための防護柵の補強や、行政に捕獲対策の強化を求めている。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針 アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が32%、「自分たちの力で集落営農組織の設立等を進めていく」が28%、「UIターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が12%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が8%であった。 当集落では、新たな担い手確保の意見がある中、既存の農業者による営農組織設立、もしくは集落内農地の営農・保全を行う数人の組織(グループ)を作り、農地の荒廃防止を図っていく意向も示された。</p>
<p>■その他の取組方針 日本型直払制度(中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金)等の補助制度を有効に活用しながら、担い手への農地集積や営農環境の保全を図っていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		1.6 ha		2.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。